

ストップ・ザ放置竹林事業

事業目的

○人口減少や高齢化等により管理されていない放置竹林が増加していることから、その拡大を防止するのが目的です。

そのため、
放置竹林の伐採保育に関する経費を補助します。

事業概要

○対象経費 放置竹林の伐採及び保育に係る経費
(竹林伐採後、5年間維持管理が条件)

竹林整備	委託で実施	委託費(竹林伐採整理)
	対象者で実施	人件費・燃料代・傷害保険料等
資機材の購入	鋸、鉋、チェーンソー、刈払い機、ヘルメット等	

○対象区域 竹が集団で生えている区域(個人宅の庭、工場敷地等は除く)

○対象者 田主、農会、自治会、任意の団体等

○実施箇所 洲本市・南あわじ市・淡路市内

○補助率 1/2以内

○補助額 250千円以内

○その他事業実施前に必要な事項

- ・竹林所有者との竹林整備に関する協定書の締結
(対象者が竹林所有者の場合は不要)
- ・維持管理に関する誓約書

○注意事項

計画書提出は期間を指定していますので、HP または電話にてご確認ください。



▲県 HP QR コード

整備イメージ



よくあるご質問

Q: 道の両脇や放棄耕地等にも利用できるか。

A: 対象区域の条件を満たしていれば利用できます。

Q: チッパーに使用したいが利用できるか。

A: チッパーは対象外です。

お問い合わせ先

兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所
森林課 0799-26-2104 担当: 村上